

合法伐採木材等の流通及び利用に係る 検討会について

林野庁 木材利用課 合法伐採木材利用推進班

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要

- 定義**
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
 - ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

附則 第三条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会について

1. 趣旨

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を実施。
- 全8回程度開催し、「中間とりまとめ」として課題等について整理する予定。

2. 開催状況

- 【第1回】令和3年9月29日（水）
検討会メンバーからの話題提供（1）
- 【第2回】令和3年10月11日（月）
検討会メンバーからの話題提供（2）
- 【第3回】令和3年10月25日（月）
NGO等からのヒアリング、登録実施機関との
意見交換概要報告
- 【第4回】令和3年11月10日（水）
林野庁関係の木材関連事業者・業界団体
ヒアリング

- 【第5回】令和3年11月29日（月）
国土交通省・経済産業省関係の
木材関連事業者・業界団体ヒアリング
- 【第6回】令和3年12月10日（金）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング
素材生産事業者等への調査報告
- 【第7回】令和4年1月13日（木）
これまでの議論の振り返り
- 【第8回】令和4年3月2日（水）

3. 参考

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 附則（抄）
（検討）
3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 検討会URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>
林野庁トップページ → 「分野別情報」 → 「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」